

行政手続における押印の見直しについて ～押印廃止宣言～

那須塩原市は、行政手続における市民等の利便性を向上させるため、押印義務の見直しを行います。

押印義務の見直しは、市民等の利便性の向上のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

今後は、押印義務の見直しに伴う例規の改正等を行い、可能な限り行政手続における押印を廃止します。また、市が行う行政手続で、国や県の法令等を根拠として押印を求める規定が見直された場合は、順次、市における押印義務を廃止していきます。

1 見直しの内容

那須塩原市における行政手続の実態を調査したところ、押印を実施している手続は次のとおりでした。

区分	手続の数
① 那須塩原市における行政手続	2,657 種類
② 押印を実施している手続	2,250 種類
③ ②のうち、 <u>押印を廃止できる手続</u>	1,014 種類
④ ②のうち、押印が必要な手続	1,236 種類

※手続の数は令和2年11月1日現在です。

2 今後の対応

(1) 今回の調査で廃止可としたもの (1,014 種類)

③のうち、671 種類の手続は準備が整い次第、即時押印を廃止します。各部局においては、11 月中を目途に押印廃止に向けて必要な改正手続を行います。

一方、残りの 343 種類の押印廃止には、市条例・規則の改正等を伴うため、令和3年3月までに押印廃止に向けて必要な改正手続を行います（別途、総務課で総合調整を行います）。

(2) 今回の調査で廃止不可としたもの (1,236 種類)

今後、行政デジタル化推進部会（事務局：シティプロモーション課）において、行政手続のオンライン化の検討の中で、押印廃止に向けて全庁的に調整します。

3 押印を廃止する主な手続

- ・ふるさと寄附申出書
- ・運転免許証自主返納者支援事業利用者証交付申請書 等

4 今後も押印を必要とする主な手続

- ・納税管理人申告書
- ・開発行為施工同意書 等

【理由】本人の意思による申請であることを確認する必要があるため等